

役員等の報酬及び支給基準規程

(目的)

1. この規程は社会福祉法人三峰会（以下「この法人」という）の定款第11条の規程に基づき、理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. 役員等とは理事及び監事並びに評議員、評議員選任・解任委員をいう。
3. 報酬とは、職務執行の対価として受ける謝金のことをいう。

(支給)

4. 役員等に対しては、職務執行の対価として、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

(報酬の額)

5. 非常勤の役員等に対する報酬の額は、次の表に定める額とする。

区 分	日 額 (円)
理事・監事	10,000円
評議員	10,000円
評議員選任・解任委員	10,000円

(報酬の支給方法)

6. 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度支給する。
7. 報酬は、現金により本人に支給する。
8. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

9. この法人は、この規程をもって役員等の報酬及び支給基準として公表する。